

子ども医療証を送付

市では、所得制限を4月1日から撤廃し、通院に係る医療費の一部助成の対象年齢を中学校卒業（満15歳に達する日以後における最初の3月末日）までに拡充しました（下表）。

現在、乳幼児医療証（有効期限6月30日）を持つ子どもに、7月1日（水）までに送付します。

届かないときは、乳幼児医療証を持参のうえ申し出てください。

申請がまだの人

受給資格のある子どもで、

児童手当現況届は6月中旬に

現在児童手当を受け取っている人は、「児童手当現況届」を6月初旬に郵送します。申請（郵送可）してください。

現況届を申請することによって、6月分以降の児童手当を引き続き受け取ることができますので、必ず6月30日（火）までに申請してください（郵送は6月30日（火）ま

子ども医療証の交付申請をしていない人は、健康保険証を持参のうえ申請してください。

注 平成27年1月1日現在、市内在住ではない人は、前住所地の所得証明書が必要で

受給資格

市内在住の、国民健康保険または各種社会保険に加入している0歳～中学校卒業（満15歳に達する日以後における最初の3月末日）までの子どもであること

注 ひとり親家庭医療、障害者医療の公費負担医療の対象

で消印有効）。

中学校卒業前までの児童を養育している人で、まだ児童手当を申請していない場合は、早急に「児童手当認定請求書」を申請してください。申請した日の翌月分から支給となります。

問 子育て支援課・支援係  
TEL 06・6992・1647

者や、生活保護を受けている人は対象外です。

助成範囲

健康保険が適用される入院および通院に係る自己負担額のうち、1医療機関あたり1日500円（月2日限度）、1か月の一部自己負担限度額は2千500円です。

受診方法

健康保険証に子ども医療証を添えて、医療機関の窓口に表示し、受診してください。

また、府外で受診する場合は、医療費負担割合を一度支払い、翌月以降に子ども医療証、健康保険証、領収書原



平成27年2月分～5月分を6月8日（月）に振り込みします。

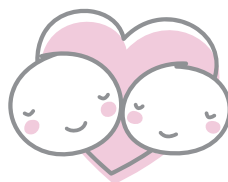
転出などをしている人は、対象月が変わります。

問 子育て支援課・支援係  
TEL 06・6992・1647

支給金額

対象児童(中学校卒業まで)	金額(月額)
3歳未満	15,000円
3歳以上	10,000円
第3子以降(3歳～12歳)	15,000円
中学生	10,000円

備 所得制限超の世帯の児童は一律5,000円です。



本（患者名、診療点数、診療日など記載のもの）、印かん、保護者名義の通帳（ゆうちょ銀行は振込番号が必要）を持参のうえ、申請してください。支払った医療費の一部を返金します。

なお、高額療養費および家族療養附加金に該当する場合は、助成額を調整する必要があります。決定通知書が必要

問 子育て支援課・支援係  
TEL 06・6992・1647

支給日

振込月	内訳
6月	2月～5月(4か月分)
10月	6月～9月(4か月分)
2月	10月～1月(4か月分)

備 振込日は各振込月の8日です。土・日・祝日の場合は、前日の平日が振込日です。

	(3月31日まで) 乳幼児医療費助成制度	(4月1日から) 子ども医療費助成制度
通院	小学校就学前まで	中学校卒業まで
入院	中学校卒業まで	
入院中の食事代	小学校就学前まで	
医療証の交付	小学校就学前まで	
所得制限	あり	なし
請求手続期間	申請月から過去1年	申請月から過去5年 (平成27年4月診療分から)